

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年8月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200134号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2200059号

第1 結論

1 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間⑤から⑯までの標準賞与額をそれぞれ同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間⑤から⑯までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間⑤から⑯までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①から④まで及び請求期間⑥から⑯までの標準賞与額をそれぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から④まで及び請求期間⑥から⑯までの訂正後の標準賞与額（同表の第4欄に掲げる標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 54 年 生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：
- ① 平成 16 年 12 月 24 日
 - ② 平成 17 年 12 月 22 日
 - ③ 平成 18 年 7 月 25 日
 - ④ 平成 19 年 12 月 25 日
 - ⑤ 平成 20 年 7 月 25 日
 - ⑥ 平成 20 年 12 月 25 日
 - ⑦ 平成 22 年 12 月 24 日
 - ⑧ 平成 24 年 7 月 25 日
 - ⑨ 平成 24 年 12 月 25 日
 - ⑩ 平成 25 年 7 月 25 日
 - ⑪ 平成 25 年 12 月 25 日

- ⑫ 平成 26 年 7 月 25 日
- ⑬ 平成 27 年 12 月 25 日
- ⑭ 平成 28 年 12 月 22 日
- ⑮ 平成 29 年 12 月 25 日

私が A 社に勤務していた期間に支払われた賞与のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料（以下「保険料」という。）を控除されていることが確認できる給料支払明細書（賞与）（以下「明細書」という。）を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間⑤から⑯までについて、A社から提出された請求者に係る賃金台帳（平成 20 年度、平成 22 年度及び平成 24 年度分）及び請求者から提出された当該期間における明細書により、請求者は、同社から、同表の第2欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、当該賞与から同表の第3欄に掲げる保険料控除額に見合う標準賞与額に基づく保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、上記賃金台帳及び明細書により、請求期間⑤については、賞与額に見合う標準賞与額は、保険料控除額に見合う標準報酬賞与額より低い額であることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑤の標準賞与額については、上記賃金台帳及び明細書により確認できる賞与額から、また、請求期間⑥から⑯までの標準賞与額については、保険料控除額から、同表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間⑤から⑯までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所。）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めており、社会保険事務所は、請求者の上記請求期間に係る保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間⑥から⑯までに係る標準賞与額について、上記賃金台帳及び賞与に係る明細書により、同表の第2欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額は、同表の第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額より高い額であることが認められる。

したがって、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、別表の第1欄に掲げる請求期間⑥から⑯までに係る標準賞与額（同表の第4欄に掲げ

る標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 別表の第1欄に掲げる請求期間のうち、請求期間①から④までについて、A社から提出された請求者に係る賃金台帳（平成16年度から平成19年度分まで）及び請求者から提出された当該期間における明細書により、請求者は、同社から、同表の第2欄に掲げる賞与額に基づく標準賞与額に見合う賞与の支払を受けたことは認められるものの、事業主により当該期間の保険料を当該賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、別表の第1欄に掲げる請求期間①から④までについて、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、請求者のA社における標準賞与額の記録を同表の第5欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
請求期間	賞与額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正による標準賞与額
① 平成16年12月24日	29万円	—	—	29万円
② 平成17年12月22日	37万5,000円	—	—	37万5,000円
③ 平成18年7月25日	43万円	—	—	43万円
④ 平成19年12月25日	50万円	—	—	50万円
⑤ 平成20年7月25日	50万円	50万1,000円	50万円	—
⑥ 平成20年12月25日	50万円	48万9,000円	48万9,000円	50万円
⑦ 平成22年12月24日	40万円	37万4,000円	37万4,000円	40万円
⑧ 平成24年7月25日	38万円	34万8,000円	34万8,000円	38万円
⑨ 平成24年12月25日	38万円	15万円	15万円	38万円
⑩ 平成25年7月25日	35万円	31万4,000円	31万4,000円	35万円
⑪ 平成25年12月25日	33万円	29万円	29万円	33万円
⑫ 平成26年7月25日	30万円	26万3,000円	26万3,000円	30万円
⑬ 平成27年12月25日	28万円	23万6,000円	23万6,000円	28万円
⑭ 平成28年12月22日	25万円	20万7,000円	20万7,000円	25万円
⑮ 平成29年12月25日	23万円	18万9,000円	18万9,000円	23万円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2200144号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2200058号

第1 結論

請求者のA社における平成31年＊月1日から令和元年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成31年＊月から令和元年7月までの標準報酬月額については、26万円から34万円とする。

平成31年＊月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額は、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和61年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成31年＊月1日から令和元年8月1日まで

A社に勤務し、産前産後休業及び育児休業等を取得した期間のうち、請求期間の標準報酬月額の記録が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の年金記録については、令和3年9月24日（受付）に、A社の事業主から、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得時（平成30年11月1日資格取得）の標準報酬月額訂正届が提出され、平成30年11月から令和元年8月までの標準報酬月額が26万円から34万円に訂正されたものの、平成30年11月から令和元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、当該訂正届提出時に厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅していたことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされた。

その後、請求者が、保険給付の計算の基礎とならない記録について、年金事務所に訂正を求めたところ、平成30年11月1日から平成31年＊月1日までの期間は、標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料が給与からの控除が認められるとして、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正されたが、請求期間については、厚生年金保険料の控除が認められないとして、年金事務所において記録の訂正は行われていない。

2 請求期間について、請求者から提出された給与明細書、A社の事業主及び同社が委託する社会保険労務士から提出された賃金台帳並びに日本年金機構の回答により、事業主から届出され

るべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額、又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額の34万円であると認められる。

一方、オンライン記録によると、A社の事業主は、平成31年*月*日から令和元年*月*日までの期間については、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づき、令和元年*月*日から令和3年*月*日までの期間については、同法第81条の2の規定に基づき、産前産後休業及び育児休業等に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行っていることが確認できることから、上記産前産後休業を開始した日の属する月から育児休業等を終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われない。

以上のことから、請求者の請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を34万円として記録することが必要である。